

## 日本専門医機構による新専門医制度に於ける 形成外科領域専門医更新基準について

この更新基準につきましては、日本専門医機構とヒアリングを重ね、調整中の段階です。  
修正の可能性がございますことをご承知おき頂けますようお願い致します。

専門医は、適切な教育を受け、標準的な医療を提供し、患者から信頼される医師と定義されます。専門医制度では、専門医すべてが持つべき共通の能力と、各診療領域において備えるべき専門的診療能力とを明確にし、両者を公正に評価することを本旨としています。

専門医の更新では、診療に従事していることを示す勤務実態や診療実績の証明、知識・技能態度が適格であることを証明することが求められます。そこで、日本専門医機構（以下機構）による新専門医制度に於ける形成外科領域専門医更新は以下のごとく、①勤務実態の証明、②診療実績の証明、③講習受講をもって行います。

特段の理由のある場合（国内外の研究留学、病気療養、妊娠・出産・育児、介護、管理職など）の措置については、専門医機構で定めた規定により行います（別添資料①参照）。また、形成外科領域の技術の蓄積や経験の継承を円滑に進めるために4回以上更新された専門医に関しては更新措置を別添資料②に基づいて行います。

以下に新制度における専門医更新基準、ならびに新制度完全発足までの期間（2015年4月～2020年3月）における機構による形成外科領域専門医更新について記載します。これらの記載にしたがって、別紙に示す形成外科領域専門医更新申請書一式（様式1～8）を作成の上、日本形成外科学会専門医生涯教育委員会に提出して下さい。同委員会で提出書類を審議の上、領域専門医更新の有資格者を日本専門医機構に報告致します。ただし、この案については今後必要に応じて見直しする可能性があります。

### 更新基準

#### ①勤務実態の自己申告（必須）

勤務実態を証明する「自己申告書」（様式2）として提出して下さい。勤務形態については、直近1年間の実態を記載して下さい。申告が実態と一致しているか否かについて勤務実態を検証することがあります。

#### ②診療実績の証明（必須）

5年間の診療実績の報告として、形成外科診療実績記録（様式3）を提出して下さい。また、その間に経験した症例の中から以下のAとB合わせて100症例を記載して提出下さい。AのみあるいはBのみでも可とします。

##### A. 形成外科領域の手術実績により診療実績を示す場合

形成外科領域において、5年間に術者あるいは指導者として執刀した症例を手術症例一覧表（様式4）に記載して提出して下さい。

##### B. 症例一覧の提示により診療実績を示す場合

5年間に診療した症例について、症例一覧表（様式5）に、診療日時、病名、治療法、転帰、診療施設名、責任者氏名（印）を記載して提出して下さい。

上記の各項目については、下記の③のi)の更新単位として算定します。

①更新単位 50 単位（必須）

形成外科領域専門医資格更新に必要な単位の算定は以下に示す i) ~iv) の 4 項目の合計で行い、これを資格更新のための基準とします。4 項目について 5 年間で取得すべき単位数を示します。合計 50 単位の取得を求めます。

項 目	取得単位
i) 診療実績の証明（上記②に該当）	10 単位
ii) 専門医共通講習	最小 5 単位, 最大 10 単位（このうち 3 単位は必修講習）
iii) 診療領域別講習	最小 20 単位
iv) 学術業績・診療以外の活動実績	3~10 単位

i) 診療実績の証明（10 単位）

②の診療実績の証明で提出されたものをそのまま 10 単位として算定します。すなわち 10 症例の記録提出を 1 単位と算定します。単位集計表（様式 1-2）に記載して下さい。

ii) 専門医共通講習（最小 5 単位, 最大 10 単位：ただし、必修 3 項目をそれぞれ 1 単位以上含むこと）

形成外科領域専門医のみでなく、すべての基本領域専門医が共通して受講する項目です。専門研修施設群のいずれかの施設が開催するもの、または各領域で正式に認められた講習会（例：各領域の学術集会や地方会における講習会、地域の医師会が主催する講習会など）とします。他の基本領域で正式に認められた専門医共通講習も単位として算定します。1 回の講習は 1 時間以上とし、1 時間の講習受講をもって 1 単位と算定します。E-learning についても、受講を証明できるならば単位として認めることができます。また講習会講師を担当した場合は担当した講習について 2 単位を付与します。

なお、営利団体が主催するセミナー等は原則としてこれに含めないことにします。（ただし、共催のセミナーについて、開催に先立って日本形成外科学会専門医生涯教育委員会で審議し、機構によって承認されたものについては算定できるものとします）

専門医共通講習の受講実績記録（様式 6-1）に講習名や項目名などの必要事項を記入し、日本形成外科学会で認定している専門医共通講習については、専門医共通講習受講証明書貼付台紙（様式 6-2）に受講証明書（受講者控え）をコピーして貼付し提出して下さい。施設や医師会が主催する講習、他の基本領域で認定されている講習等については、講習会の内容、日時、受講を証明するもの（受講証明書等）の写しなどを添えて提出して下さい。出席記録などと照合の上、後日主催者が発行した証明書（講習内容、日時、公印のあるもの）も可とします。

これらの単位については、必須取得単位や項目別の最大単位をよく確認の上、総単位数が 50 となるように勘案して前述の単位集計表（様式 1-2）にも記載して下さい。

以下に専門医共通講習に該当するものを示します。

- ・医療安全講習会（必修項目：5 年間に 1 単位以上）
- ・感染対策講習会（必修項目：5 年間に 1 単位以上）
- ・医療倫理講習会（必修項目：5 年間に 1 単位以上）
- ・指導医講習会
- ・保険医療講習会
- ・臨床研究/臨床試験講習会
- ・医療事故検討会
- ・医療法制講習会
- ・医療経済（保険医療など）に関する講習会など

iii) 診療領域別講習（最小 20 単位，最大 32 単位）

日本形成外科学会が定める講習会等で取得する単位です。専門医が最新の知識や技能を身につけるために必要な講習等への参加を目的としています。これらの講習会は日本形成外科学会総会・学術集会，基礎学術集会，各地区の形成外科学会学術集会，形成外科の subspecialty 学会等において開催され，受講者は受講証明書（提出用）を受講時に提出し，受講証明書（受講者控え）を保存しておく必要があります。形成外科領域講習の受講実績記録（様式 7-1～7-2）に講習名や項目名などの必要事項を記入し，形成外科領域講習受講証明書貼付台紙（様式 7-3）に受講証明書（受講者控え）をコピーして貼付し提出して下さい。

ii) の専門医共通講習と同様，1回の講習は1時間以上とし，1時間の講習受講をもって1単位と算定します。E-learning についても，受講を証明できるならば単位として認めることができます。また講習会講師を担当した場合は担当した講習について2単位を付与します。営利団体が主催するセミナー等は原則としてこれに含めないことにしますが，共催のセミナーについては，開催に先立って日本形成外科学会専門医生涯教育委員会で審議し，機構によって承認されたものについては算定できるものとします。

これらの単位については，他の項目の最大単位もよく確認の上，総単位数が50となるように勘案して前述の単位集計表（様式 1-2）にも記載して下さい。

iv) 学術業績・診療以外の活動実績（最小 3 単位，最大 10 単位）

算定可能な単位については，資格更新のための学術業績基準一覧表（参照資料 1-1 および 1-2）で確認して下さい。ただし，最大 10 単位までとします。

学術集会（地方会を含む）への参加実績は5年間で最大3単位まで付与します。

日本形成外科学会総会・学術集会，基礎学術集会 3 単位

各地区の形成外科学会学術集会，

形成外科の subspecialty 学会，国際学会等として認定された学会 2 単位

その他形成外科学会に認定された学会および研究会 1 単位

形成外科領域学術業績等記録（様式 8-1～8-2）に必要事項を記入し，形成外科領域学術業績等証明書貼付台紙（様式 8-3）にそれぞれの参加証明書のコピーを貼り付けて提出して下さい。

また，単位一覧表に記載された学会等における筆頭演者および第一共同演者としての学術発表，司会・座長についても1単位が付与されます。学会抄録集の表紙および該当ページの写しを添えて提出して下さい。

形成外科領域に関する査読を受けた学術論文について，筆頭著者は2単位，共著者は1単位が付与されます。対象となる学術誌は定期刊行され，日本形成外科学会の認定を受けているものに限ります。論文の写しまたは別刷を添えて提出して下さい。

上記の学会出席，学会発表，学術論文に関して，従来の学会認定による専門医更新から機構認定による専門医更新に完全に移行するまでの移行期間の措置（次ページ以降に記載）において，同一の業績について旧基準点数と新基準単位数の両方に重複して算定することはできません。

このほかに，日本形成外科学会の認定を受けている学術雑誌の査読を行った場合には1論文につき1単位を付与します。査読の依頼状と査読結果の写しを添えて提出して下さい。

また，専門医試験問題作成，試験委員・監督など専門医試験に関する業務に携わった場合，1年度につき1単位を付与します。委員としての委嘱状のコピーを提出して下さい。

学術業績等に関する単位は最大10単位まで認定されますが，これらの単位については，他の項目の最大単位もよく確認の上，総単位数が50となるように勘案して前述の単位集計表（様式 1-2）にも記載して下さい。

## 新制度完全発足までの新基準に基づく形成外科領域専門医認定の手順（移行措置） （2014年度以前に学会専門医の認定を受けた方）

- ・ 機構が定める更新基準の完全な運用は、2015年度からの5年間の準備期間を経て、2020年度からとなります。日本形成外科学会における従来の専門医制度によって、更新においても一定以上のレベルが確保されてきたことに配慮しつつ、2015年度～19年度の移行措置として、前述した更新基準を以下のように設定し、これを満たす場合には、「機構認定形成外科領域専門医」（以降「機構認定専門医」と略す）としての認定が可能です。
- ・ 2015年4月～20年3月の移行措置における、機構による更新（機構認定専門医）は、日本形成外科学会でそれぞれの年度に更新条件を満たす方のみを対象としており、年度を前倒ししての更新は行いません。つまり年度ごとに、その年の更新該当者を順次認定していくことになります。
- ・ 日本形成外科学会の指定する期日に従来の学会の専門医更新基準を満たすものの移行措置の条件を満たさない方は、従来の日本形成外科学会認定の「形成外科専門医」（以降「学会専門医」と略す）として更新していただくことになりますが、1年後に機構認定更新時期を延長することが可能です。
- ・ 学会専門医の更新を選択した場合は5年後に機構認定専門医をめざしていただきます。5年の間に「機構認定専門医」としての前倒し更新は行いません。機構認定更新時期を延長する場合は、原則として1年間の猶予期間とします（日本形成外科学会専門医生涯教育制度細則 第4章第12条に準ずる）。なお、移行措置は2019年度をもって終了し、2020年度以後は「学会専門医」の更新を行うことはできなくなります。新規認定に関しては学会専門医としての新規認定は2020年度で終了し、2021年度からは一部の方々を除いて基本的に「機構認定専門医」としての新規認定となります。ただし、2020年度以前に学会専門医受験資格をすでに取得している方の機構認定専門医受験資格については別途定めるものとします。
- ・ 2025年度迄の期間は「学会専門医」と「機構認定専門医」は同等に扱われますが、それ以後は基本的に「機構認定専門医」が唯一の「専門医」資格となります。
- ・ 移行期間において日本形成外科学会の指定する期日（各年度12月）に学会専門医更新資格に満たない方には原則として従来通り日本形成外科学会専門医制度・同細則に基づいて対応します。ただし、機構認定専門医の更新基準を満たしている場合の対応は、日本形成外科学会生涯教育委員会で個別に審査の上、機構の形成外科領域専門医委員会で審議します。
- ・ 日本形成外科学会では機構から示された基準に従って、機構認定専門医の開始時期を2015年度（2016年1月）に更新申請を行う学会専門医からとします。
- ・ すでに学会専門医として4回以上更新を行っている方が、この移行措置期間中に機構認定専門医としての更新を行う場合は、別添資料②に示す基準を用いることができるものとします。

また、新制度の専門研修指導医資格の要件は日本形成外科学会指導医制度および指導医制度細則で定めています。「機構認定専門医」であることが望ましいと考えられますが、2021年3月までは「学会専門医」でも可能です。

### 1) 2015年度内の学会専門医更新該当者が機構認定専門医を希望する場合

- ・ 2015年度（2016年1月）が学会専門医更新時期にあたる方は2011年1月～15年12月の5年間のうち学会専門医更新に必要な4.5年分135点（学会更新分の9/10）に準じる条件と、新更新基準として2015年中に獲得した0.5年分5単位（診療実績（10症例）、講習受講、学術業績を合わせた単位を1/10程度）とを満たせば、機構認定専門医の審査を受けることができます。この時期に満たすべき単位の細かな配分については、7（Ⅶ）ページに示す表を参考にして下さい。
- ・ 2015年12月末日迄に従来の学会更新基準5年分は満たすものの機構認定専門医としての基準を満たさない方は、学会専門医として更新しますが、機構認定更新時期を延長できます。機構認定更新時期を延長することを選択する場合は、原則として1年みの延長とします。1年延長の場合は、次年度（2017

年1月)の学会専門医更新該当者が機構認定専門医を希望する場合と同等の基準で審査します。

- ・2015年12月末日迄に学会専門医更新資格に満たない方には原則として従来通り日本形成外科学会専門医生涯教育制度・同細則に基づいて対応します。ただし、学会専門医更新において不足する点数を年換算(30点で1年分)して、2015年4月～12月に得た新更新基準による単位(10単位で1年分)で補うことができる場合の対応は、日本形成外科学会専門医生涯教育委員会で個別に審査の上、機構認定専門医有資格者として認められれば、日本専門医機構の専門医委員会において審議対象となります。
- ・機構認定専門医の認定後は5年ごとの更新となります。
- ・講習単位の中には専門医共通講習の中の必修項目のいずれかが含まれていることが望まれますが、必須とはしません。専門医共通講習は施設で行われている講習会でも直近5年以内の受講証明ができれば算定可能です。

## 2) 2016年度の学会専門医更新該当者が機構認定専門医を希望する場合

- ・2016年度(2017年1月)が学会専門医更新時期にあたる方は2012年1月～16年12月の5年間のうち学会専門医更新に必要な4年分120点(学会更新分の4/5)に準じる条件と、新更新基準として2015年4月以降に獲得した1年分10単位〔診療実績(20症例)、講習受講、学術業績を合わせた単位を1/5程度〕を満たせば、機構認定専門医の審査を受けることができます。この時期に満たすべき単位の細かな配分については、7(VII)ページに示す表を参考にして下さい。
- ・2016年12月末日迄に従来の学会更新基準5年分は満たすものの機構認定専門医としての基準を満たさない方は、学会専門医として更新しますが、機構認定更新時期を延長できます。機構認定更新時期を延長することを選択する場合は、原則として1年みの延長とします。1年延長の場合は、次年度(2018年1月)の学会専門医更新該当者が機構認定専門医を希望する場合と同等の基準で審査します。
- ・2016年12月末日迄に学会専門医更新資格に満たない方には原則として従来通り日本形成外科学会専門医生涯教育制度・同細則に基づいて対応します。ただし、学会専門医更新において不足する点数を年換算(30点で1年分)して、2015年4月以降に得た新更新基準による単位(10単位で1年分)で補うことができる場合の対応は、日本形成外科学会専門医生涯教育委員会で個別に審査の上、機構認定専門医有資格者として認められれば、日本専門医機構の専門医委員会において審議対象となります。
- ・機構認定専門医の認定後は5年ごとの更新となります。
- ・講習単位の中には可能な限り専門医共通講習の中の必修項目のいずれかが含まれていることが望まれますが、必須とはしません。ただし新更新基準に基づく単位認定が20単位以上の場合には必修項目が1単位以上含まれている必要があります。専門医共通講習は施設で行われている講習会でも直近5年以内の受講証明ができれば算定可能です。

## 3) 2017年度の学会専門医更新該当者が機構認定専門医を希望する場合

- ・2017年度(2018年1月)が学会専門医更新時期にあたる方は2013年1月～17年12月の5年間のうち学会専門医更新に必要な3年分90点(学会更新分の3/5)に準じる条件と、新更新基準として2015年4月以降に獲得した2年分20単位〔診療実績(40症例)、講習受講、学術業績を合わせた単位を2/5程度〕を満たせば、機構認定専門医の審査を受けることができます。この時期に満たすべき単位の細かな配分については、7(VII)ページに示す表を参考にして下さい。
- ・2017年12月末日迄に従来の学会更新基準5年分は満たすものの機構認定専門医としての基準を満たさない方は、学会専門医として更新しますが、機構認定更新時期を延長できます。機構認定更新時期を延長することを選択する場合は、原則として1年みの延長とします。1年延長の場合は、次年度(2019年1月)の学会専門医更新該当者が機構認定専門医を希望する場合と同等の基準で審査します。
- ・2017年12月末日迄に学会専門医更新資格に満たない方には原則として従来通り日本形成外科学会専門医生涯教育制度・同細則に基づいて対応します。ただし、学会専門医更新において不足する点数を年換算(30点で1年分)して、2015年4月以降に得た新更新基準による単位(10単位で1年分)で補うこ

とができる場合の対応は、日本形成外科学会専門医生涯教育委員会で個別に審査の上、機構認定専門医有資格者として認められれば、日本専門医機構の専門医委員会において審議対象となります。

- ・機構認定専門医の認定後は5年ごとの更新となります。
- ・講習単位の中には専門医共通講習の中の必修項目が1単位以上含まれている必要があります。ただし新更新基準に基づく単位認定が30単位以上の場合は必修項目が2単位以上含まれている必要があります。専門医共通講習は施設で行われている講習会でも直近5年以内の受講証明ができれば算定可能です。

#### 4) 2018年度の学会専門医更新該当者が機構認定専門医を希望する場合

- ・2018年度(2019年1月)が学会専門医更新時期にあたる方は2014年1月~18年12月の5年間のうち学会専門医更新に必要となる2年分60点(学会更新分の2/5)に準じる条件と、新更新基準として2015年4月以降に獲得した3年分30単位〔診療実績(60症例), 講習受講, 学術業績を合わせた単位を3/5程度〕を満たせば、機構認定専門医の審査を受けることができます。この時期に満たすべき単位の細かな配分については、7(Ⅶ)ページに示す表を参考にして下さい。
- ・2018年12月末日迄に従来の学会更新基準5年分は満たすものの機構認定専門医としての基準を満たさない方は、学会専門医として更新しますが、機構認定更新時期を延長できます。機構認定更新時期を延長することを選択する場合は、原則として1年みの延長とします。1年延長の場合は、次年度(2020年1月)の学会専門医更新該当者が機構認定専門医を希望する場合と同等の基準で審査します。
- ・2018年12月末日迄に学会専門医更新資格に満たない方には原則として従来通り日本形成外科学会専門医生涯教育制度・同細則に基づいて対応します。ただし、学会専門医更新において不足する点数を年換算(30点で1年分)して、2015年4月以降に得た新更新基準による単位(10単位で1年分)で補うことができる場合の対応は、日本形成外科学会専門医生涯教育委員会で個別に審査の上、機構認定専門医有資格者として認められれば、日本専門医機構の専門医委員会において審議対象となります。
- ・機構認定専門医の認定後は5年ごとの更新となります。
- ・講習単位の中には専門医共通講習の中の必修項目が2単位以上含まれている必要があります。ただし新更新基準に基づく単位認定が40単位以上の場合は必修項目が3単位含まれている必要があります。専門医共通講習は施設で行われている講習会でも直近5年以内の受講証明ができれば算定可能です。

#### 5) 2019年度の学会専門医更新該当者が機構認定専門医を希望する場合

- ・2019年度(2020年1月)が学会専門医更新時期にあたる方は2015年1月~19年12月の5年間のうち学会専門医更新に必要となる1年分30点(学会更新分の1/5)に準じる条件と、新更新基準として2015年4月以降に獲得した4年分40単位〔診療実績(80症例), 講習受講, 学術業績を合わせた単位を4/5程度〕を満たせば、機構認定専門医の審査を受けることができます。また新更新基準によって必要な5年分50単位を満たす場合もこの年から完全な新更新基準による機構認定専門医審査を受けることができます。この時期に満たすべき単位の細かな配分については、7(Ⅶ)ページに示す表を参考にして下さい。
- ・2019年12月末日迄に従来の学会更新基準5年分は満たすものの機構認定専門医としての基準を満たさない方は、学会専門医として更新しますが、機構認定更新時期を延長できます。機構認定更新時期を延長することを選択する場合は、原則として1年みの延長とします。1年延長の場合は、次年度(2021年1月)の学会専門医更新該当者が機構認定専門医を希望する場合と同等の基準で審査します。
- ・2019年12月末日迄に学会専門医更新資格に満たない方には原則として従来通り日本形成外科学会専門医生涯教育制度・同細則に基づいて対応します。ただし、学会専門医更新において不足する点数を年換算(30点で1年分)して、2015年4月以降に得た新更新基準による単位(10単位で1年分)で補うことができる場合の対応は、日本形成外科学会専門医生涯教育委員会で個別に審査の上、機構認定専門医有資格者として認められれば、日本専門医機構の専門医委員会において審議対象となります。
- ・機構認定専門医の認定後は5年ごとの更新となります。

- ・講習単位の中には専門医共通講習の中の必修項目が3単位含まれている必要があります。専門医共通講習は施設で行われている講習会でも直近5年以内の受講証明ができれば算定可能です。

#### 6) 2020年度の機構認定専門医更新について

- ・2020年度(2021年1月)の申請から、学会専門医としての更新申請はなくなります。機構による新更新基準を100%適用して更新申請していただきます。したがって、この時点における学会専門医更新としての点数の有無は問いません。
- ・2020年度が更新申請時期でありながら新更新基準を満たさない方は、日本形成外科学会専門医生涯教育制度細則第4章第12条に準じて留保申請を行った上で、機構認定更新時期を原則として1年のみ延長することができます。
- ・機構認定専門医の認定後は5年ごとの更新となります。

#### (2015年度以降に初めて学会認定専門医になる方)

- ・2020年度以前に学会専門医認定の資格を得る方々は学会専門医認定を受けることとなります。その方々は5年後[2016年度(2017年春)認定の場合は2021年度(2022年1月)]に機構認定専門医更新の対象となります。

事情(海外留学、出産、病気療養など)により2020年度までに学会専門医試験を受験するための基準を満たせない専攻医、ならびに学会専門医試験不合格者は従来の方法で学会専門医をめざし、合格5年後の更新時に機構認定専門医の更新資格を得ます。したがって、2021年度以降は当面、学会専門医の初回認定と機構認定専門医の初回認定が一部混在することとなります。

移行措置：各更新時期における新更新基準部分の必要単位一覧表

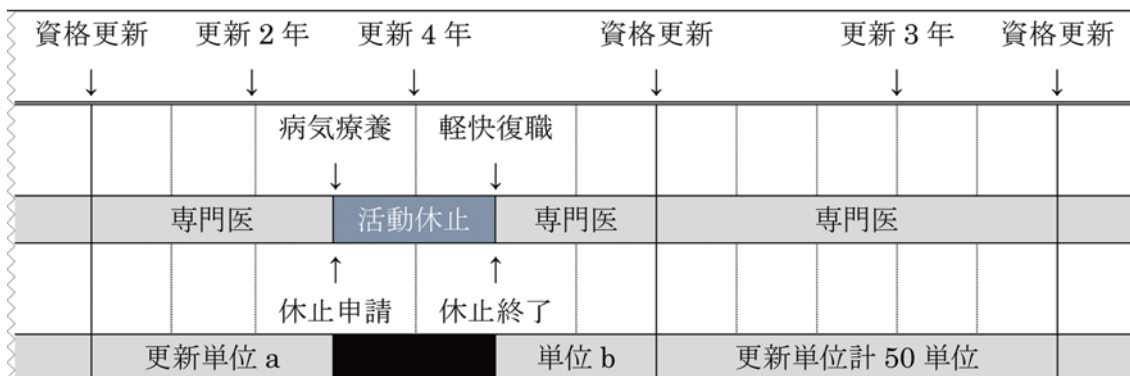
項目	完全移行後の 機構認定専門医 更新基準	学会専門医の各更新時期において必要となる新更新基準部分の取得単位				
	取得単位	2015年度 (2016年1月)	2016年度 (2017年1月)	2017年度 (2018年1月)	2018年度 (2019年1月)	2019年度 (2020年1月)
i) 診療実績の証明	100症例 10単位	10症例 1単位	20症例 2単位	40症例 4単位	60症例 6単位	80症例 8単位
ii) 専門医共通講習	最小5単位 最大10単位 (うち必修講習 3単位以上)	最小0 最大1 (必修講習 義務なし)	最小1 最大2 (必修講習 義務なし)	最小2 最大4 (必修講習 1単位以上)	最小3 最大6 (必修講習 2単位以上)	最小4 最大8 (必修講習 3単位以上)
iii) 形成外科領域講習	最小20単位	最小2単位	最小4単位	最小8単位	最小12単位	最小16単位
iv) 学術業績・診療以外の 活動業績	3~10単位	0~1単位	1~2単位	1~4単位	2~6単位	2~8単位
新基準合計単位数	50単位	5単位	10単位	20単位	30単位	40単位
旧基準による獲得点数		135点	120点	90点	60点	30点

別添資料①

I. 特別な理由（留学、妊娠、出産、育児、病気療養、介護、管理職、災害被災など）のために専門医の更新ができない場合の対応、各専門医が事情に応じて以下の2つ（I-1 又は I-2）の方法のいずれかを選択することができる。

I-1. 専門医としての活動や自己学習が完全にできない期間があり、更新が困難になると予想される場合：

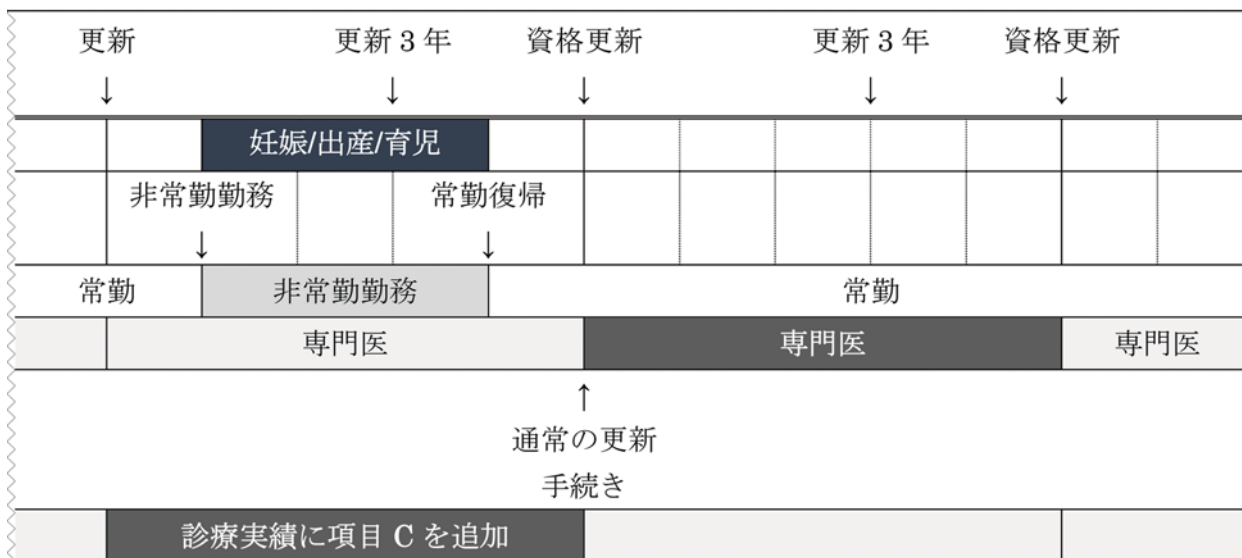
活動休止申請書（開始、終了期日を記載）と理由書を提出し、領域専門医委員会と専門医認定・更新部門委員会の審査と承認を経て専門医活動の休止が認められる。なお、休止期間は専門医を呼称することはできない。休止期間に上限はないが、2年を超えて延長を希望する場合には3年目から1年間の休止期間の延長願いを理由書と共に提出して、上記委員会の承認を受ける。専門医活動休止期間の満了や終了は上記委員会への申請と承認が必要である。その後、専門医としての活動が再開できる。活動休止期間を除く前後の合計5年間に規定の50単位を取得して次の専門医資格を更新する。



更新単位 a+b=50 単位

I-2. 専門医としての診療活動を定期的にはできないが自己学習などが継続できる場合：

専門医更新基準のうち、診療実績の基準を満たすことができないが、専門医共通講習、領域別講習および学術業績の更新基準を満たすことができる場合、次回更新時に領域専門医委員会と専門医認定・更新部門委員会に理由書を提出し、承認が得られれば、診療実績の項目Cをもって領域の定める診療実績の不足分を補うことができる。項目Cに関する追加基準については領域ごとに定める（\*）。なお、当初から項目Cを採用している基本領域についても本措置の適用対象に含まれる。



\* 形成外科領域においては専門医認定における筆記試験を受験し、その成績に応じて不足単位分を補うことができるものとする。不足単位数ごとに必要な成績については、別途定めるものとする。



II. 上記 I 以外の理由により規定更新単位を満たせなかった場合。

何らかの事情のため規定の更新単位を満たせず、専門医資格の更新ができなかった場合には、上記委員会に理由書を提出し、審査を受けなければならない。審査において、正当な理由があると認められた場合は失効後1年以内に更新基準をみたすことで専門医資格を復活することができる。(失効後復活までの期間は専門医ではない。)

過去に学会あるいは機構認定専門医であったが、何らかの理由で資格を失った場合、資格喪失の理由書を添えて資格回復の申請を行い、上記委員会で認められた場合は、5年後に更新基準を満たすことにより資格を回復できる。

III. 下記の場合は領域専門医委員会で審査し、機構承認の上資格を剥奪することができる。

公序良俗に反する場合

正当な理由なく資格更新を行わなかった場合

別添資料②

連続して4回(例)以上資格更新を行った専門医への対応について

当該領域において相応の経験を有する専門医の知識・経験を後進の指導にいかす目的で専門医(学会専門医を含める)が連続して4回更新されている場合、5回目の更新からi)診療実績の証明を免除し、その単位をiii)領域別講習等で補う(合計50単位は不変)方法を選択することができる。

形成外科領域においては、診療実績記録の症例数において不足する単位分を、形成外科領域講習受講による単位で補てんすることができるものとする(合計50単位は不変)。